平成２１年（フ）第２０７４号
広島県東広島市西条町寺家4845番地１メゾンドペガサス401号
債務者　大年　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０６号
愛媛県四国中央市妻鳥町1679番地１　コーポ石村202号
債務者　石村　裕一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２２６号
愛媛県新居浜市七宝台町甲2375番地の50
債務者　田中　俊兒
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３４号
愛媛県四国中央市三島宮川３丁目６番10号大西マンション302号、住民票上の住所愛媛県四国中央市三島金子２丁目９番17号
債務者　織田麻寿美（旧姓伴）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３７号
愛媛県西条市新田217番地９
債務者　三木　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第４８５号
福岡県久留米市寺町８番地１
債務者　石橋　和明
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６５号
福岡県田川郡川崎町大字田原1883番地
債務者　下田奈津美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１７１号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　森光まなみ
1　決定年月日時　平成22年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２７９号
宮崎市大字田吉847番地５
債務者　押川　訓子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９９号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅212棟６号
債務者　外山　純一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２６８号
宮崎県都城市蓑原町2276番地10
債務者　飯川　次男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１４号
鹿児島県曽於郡大崎町益丸1018番地
債務者　杉山　理志
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
長野県小諸市大字御影新田2319番地１　プロムナードⅡ101号室
債務者　萩原　知男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１８４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1996番地１
債務者　堀内れい子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１８５号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1996番地１
債務者　堀内とく子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１４０号
兵庫県豊岡市妙楽寺494番地の３
債務者　藤原久美子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第８３５号
奈良市右京２－１－２　平城第二団地第50号棟第208号室、住民票上の住所神戸市長田区西尻池町２丁目３番６号　フォレストⅠ204号
債務者　岡　　敦子（旧姓久田）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４２４号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津111番地３－205号
債務者　藤井　惠美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
徳島地方裁判所民事部